

質 問 票

2022年4月18日
一般社団法人中部経済連合会
調査部

2023年度税制改正要望に向けたアンケート

目 次

■プロフィール.....	1
■セクション1 税制全般におけるご関心について.....	2
■セクション2 法人税制について.....	5
■セクション3 デジタル化の推進について.....	7
■セクション4 国土強靱化の推進について.....	9
■セクション5 2022年度税制改正に対する評価について.....	12
■セクション6 今年の論点、特に要望したい税制について.....	16
■セクション7 自由記述.....	18

■プロフィール

(1) 貴社名およびご回答者等について、それぞれの項目につき、回答用紙にご記入ください。

① 貴社名	④ 電話番号
② 部署・役職名	⑤ E-mail
③ ご芳名	

(2) 貴社の属性について

それぞれの項目につき、該当する選択肢を一つだけ選び回答用紙にご記入ください。

①業種

1 建設業	9 非鉄金属工業	17 通信業
2 設備工事業	10 金属製品工業	18 卸売業
3 食品工業	11 一般機械工業	19 小売業
4 繊維・衣服工業	12 電気機械工業	20 金融・保険業
5 出版・印刷業	13 輸送用機械工業	21 不動産業
6 化学・石油工業	14 その他工業	22 情報サービス業
7 窯業・土石製品工業	15 電気・ガス・熱供給	23 対事業所サービス業
8 鉄鋼業	16 運輸業	24 その他

②資本金

1 1億円以下
2 1億～10億円未満
3 10億～50億円未満
4 50億～100億円未満
5 100億～500億円未満
6 500億円以上
7 該当なし

③売上高

1 100億円未満
2 100億～500億円未満
3 500億～1,000億円未満
4 1,000億～5,000億円未満
5 5,000億～1兆円未満
6 1兆円以上
7 該当なし

④従業員数

1 300人未満
2 300～1,000人未満
3 1,000～5,000人未満
4 5,000～10,000人未満
5 10,000人以上

⑤本社所在地

1 中部圏（長野、岐阜、静岡、愛知、三重）
2 東京圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）
3 関西圏（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）
4 その他（上記1～3以外）

■ セクション1 税制全般におけるご関心について

このセクションは、税制全般の中で貴社のご関心がどこに向けられているかをお聞きするものです。

(貴社の問題意識)

問1 税制に関する事項の中で、いま貴社が期待や懸念等の何らかの問題意識をお持ちの事柄についてお尋ねします。該当する選択肢をお選びください。(いくつでも)

《選択肢》

- 1 法人実効税率
- 2 法人税における課税ベース（課税ベース：税金を課する対象となるもの。この金額に税率等乗じて課税金額を計算する。）
- 3 生産性向上、収益力強化を後押しする税制
- 4 経営のデジタル化を促進する税制
- 5 研究開発を促す税制
- 6 ベンチャー企業の育成を促す税制
- 7 企業の防災・減災対策を促す税制
- 8 雇用を促す税制
- 9 賃上げを促す税制
- 10 働き方改革を促す税制
- 11 国際課税ルール
- 12 多国籍企業の課税逃れを防止する税制
- 13 諸外国の税制がわが国に与える影響
- 14 経済安全保障を推進する税制
- 15 東京一極集中の是正に資する税制
- 16 人口増加に資する税制
- 17 子育て支援に資する税制
- 18 主婦（夫）が働きやすくなる所得税制
- 19 自動車関係諸税
- 20 脱炭素社会を一層進めやすくする税制
- 21 消費税制
- 22 相続税、贈与税等の資産関係税制
- 23 時代遅れや不合理などは正が必要な税制
- 24 税務負担の軽減・簡素化
- 25 国税と地方税のバランス
- 26 地方公共団体の税収の偏在性
- 27 基礎的財政収支の黒字化の見通し
- 28 事業承継の円滑化を促す税制
- 29 企業版ふるさと納税制度
- 30 コロナ禍における悪影響を軽減する税制
- 31 ウィズコロナ社会^{*}に応じた設備投資を促す税制 ※コロナウイルスが弱毒化しつつも完全には消滅しない社会
- 32 その他（ ）

(近年の税制改正に対するご関心)

問2 近年行われた税制改正の中で貴社がご関心のある事項についてお尋ねします。該当する選択肢をお選びください。(いくつでも)

《選択肢》

(2022 年度の主な改正事項)

- 1 地方拠点強化税制の延長と見直し
- 2 賃上げ促進税制の拡充と適用要件の見直し
- 3 オープンイノベーション促進税制の延長と拡充（大企業・中小企業によるベンチャー企業に対する出資への優遇）
- 4 5G 導入促進税制の延長（5G インフラ整備への優遇）
- 5 土地に係る固定資産税の負担調整措置等の一部延長（商業地等）
- 6 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置の整備
- 7 国際課税ルールの見直しの合意

【以下、中小企業向け税制】

- 8 交際費課税の特例措置の延長
- 9 少額減価償却資産の特例措置の延長
- 10 再編・統合等に係る税負担の軽減措置

(2021 年度の主な改正事項)

- 1 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設
- 2 DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の創設
- 3 研究開発税制の拡充
- 4 自社株式等を対価とするM & Aの円滑化を図る制度の創設
- 5 人材確保等促進税制の創設（旧：中堅・大企業向け賃上げ税制の見直し）
- 6 繰越欠損金の控除上限特例（コロナ禍における経営改革に取り組む企業向け）
- 7 自動車関連諸税（エコカー減税、環境性能割）の見直し・延長
- 8 土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた措置（固定資産税額の据え置きなど）
- 9 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設
- 10 中小企業防災・減災投資促進の期限延長および拡充
- 11 住宅ローン減税及び住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置の拡充及び床面積要件の緩和

(ウイズコロナ社会において必要と考えられる税制)

問3 ウイズコロナ社会の到来に備え、来年度以降に必要となる税制上の措置について、貴社のお考えをお尋ねします。該当する選択肢をお選びください。(いくつでも)

《選択肢》

- 1 法人税率の一時的引下げ
- 2 法人住民税・事業税の一時的軽減
- 3 欠損金の繰越控除の継続と適用範囲の拡大
- 4 欠損金の繰戻還付の適用範囲の拡大
- 5 法人税・消費税の減免、申告・納付期限の延長
- 6 償却資産および事業用家屋に係る固定資産税の減税
- 7 生産性向上に資する前向きな設備投資に係る固定資産税の減税
- 8 テレワーク設備投資にかかる減税
- 9 テレワークの障害となる税務の軽減（印紙税等の見直し・廃止）
- 10 サプライチェーンの維持強化に資する税制の創設（国内移転に係る固定資産税の減税等）
- 11 宿泊・観光を後押しする減税・税制の創設（出国税の免除（時限措置）など）
- 12 二拠点居住の推進のための減税
- 13 移住や人口の地方分散を後押しする税制の創設
- 14 企業のデジタル化を加速させる税制の整備・拡充（DX投資促進税制の拡充等）
- 15 脱炭素社会を見据えたエネルギー環境諸税の整備・拡充（自動車関係諸税の見直し、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充等）
- 16 経営再建を後押しする税制の創設
- 17 リスキングを支援する税制の創設
- 18 人材の流動化を促進する税制の創設
- 19 研究開発税制の更なる拡充
- 20 サイバーセキュリティの強化を促進する税制の創設
- 21 その他（ ）

■ セクション2 法人税制について

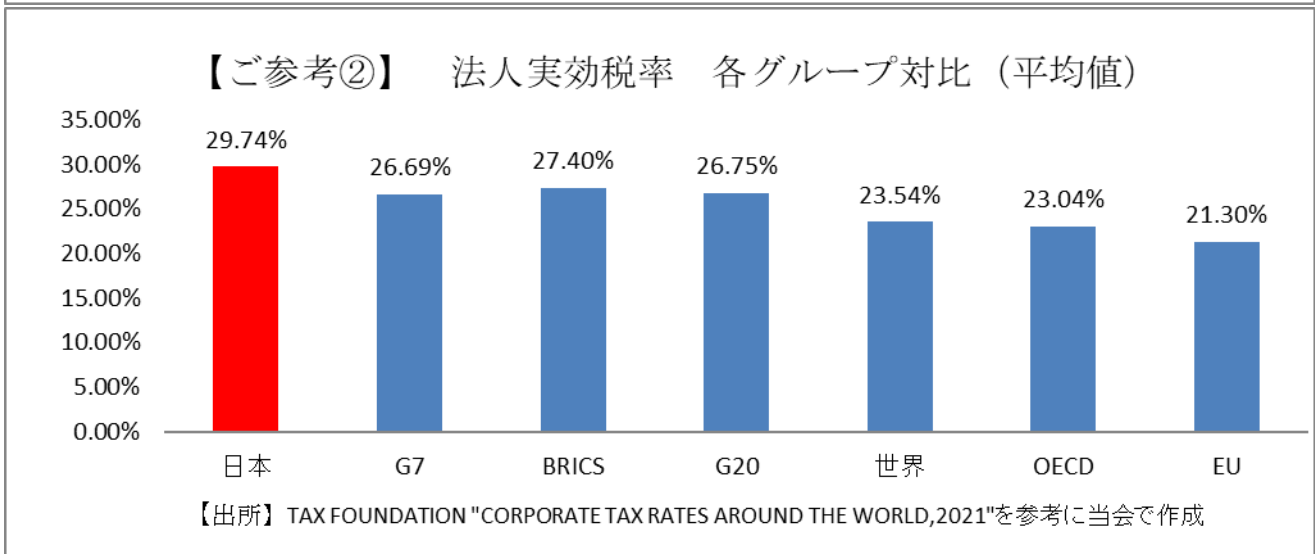
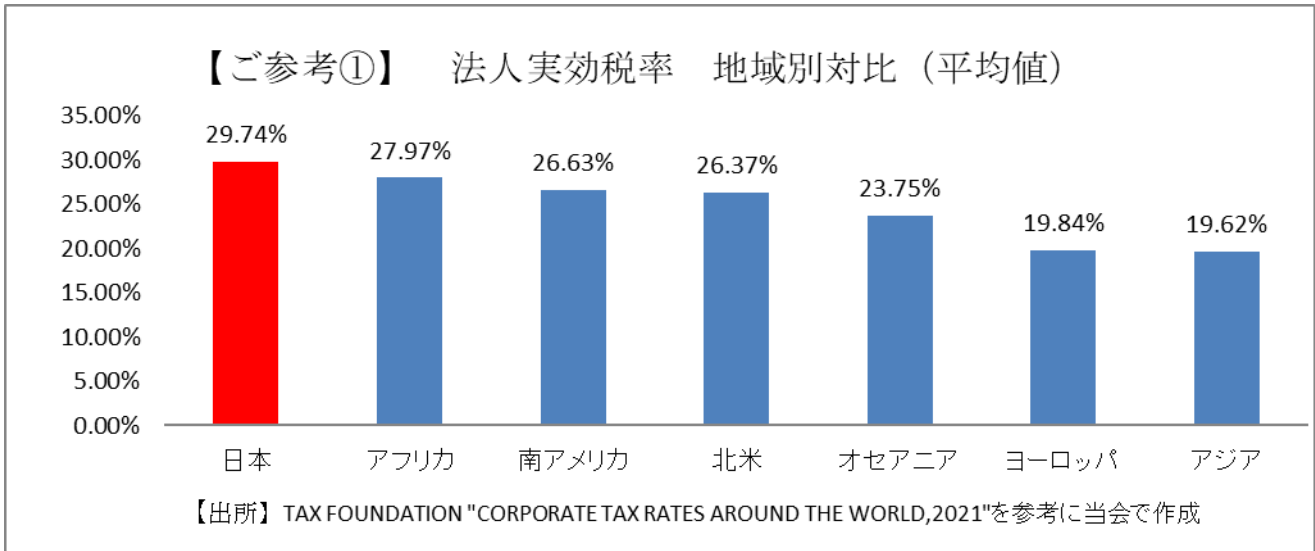
このセクションは、法人税制の望ましい在り方について、貴社のお考えをお聞きするものです。

(法人実効税率)

問4 法人実効税率について、貴社が適切とお考えのレベルをお尋ねします。該当する選択肢をお選びください。
(1つだけ)

《選択肢》

- 1 30%超
- 2 25%~30%
- 3 20%~25%
- 4 15%~20%
- 5 15%未満
- 6 その他 ()



(企業活力向上に必要な税制)

**問5 企業活力向上のために必要とお考えの税制についてお尋ねします。該当する選択肢をお選びください。
(いくつでも)**

《選択肢》

- 1 設備投資を促す税制
- 2 技術開発や商品・サービス開発を一層進めやすくする税制
- 3 大学や研究機関などの共同研究を支援する税制
- 4 知財の創造・保全・活用のインセンティブを高める税制
- 5 デジタル化を進めやすくする税制
- 6 企業の海外収益の国内還流を促す税制
- 7 外国企業による国内投資を促す税制
- 8 為替による収益変動の平準化を促す税制
- 9 組織再編を促す税制
- 10 社内人材育成を進めやすくする税制
- 11 雇用促進に資する税制
- 12 賃上げを促す税制
- 13 働き方改革に資する税制
- 14 Iターン、Uターンを促す税制
- 15 地震・水害等の自然災害に対する防災・減災対策を進めやすくする税制
- 16 企業における多様な働き方を支援する税制
- 17 東京一極集中を是正するための税制
- 18 脱炭素社会を促進する企業への税制優遇措置
- 19 労働参加率の向上を支援する税制
- 20 M&Aを進めやすくする税制
- 21 その他 ()

■ セクション 3 デジタル化の推進について

このセクションは、デジタル化を促進する税制の有効性などについて、貴社のお考えをお聞きするものです。

(DX 投資促進税制について)

2021 年度税制改正において、企業の経営戦略・デジタル戦略の一体的な実施を後押しするために DX 投資促進税制が導入され、約 1 年が経過しました。そこで、本税制の適用の検討状況等をお伺いします。

**問 6 DX 投資促進税制の適用の実施・検討状況についてお尋ねします。該当する選択肢をお選びください。
(1 つだけ)**

《選択肢》

- | | |
|-------------------|---------|
| 1 適用を実施、または検討している | → 問 7 へ |
| 2 適用を検討していない | → 枝問へ |
| 3 わからない | → 問 7 へ |

**枝問 (問 6) において (2. 適用を検討していない) とお答えした方にお尋ねします。
税制の適用を検討しないと考える理由で該当する選択肢をお選びください。(いくつでも)**

《選択肢》

- 1 税制優遇措置に魅力を感じない
- 2 認定要件のデジタル要件 (D) が厳しいため
- 3 認定要件の企業変革要件 (X) が厳しいため
- 4 税務負担の増加を懸念
- 5 本税制のことを知らないため
- 6 特になし
- 7 その他

**問 7 大企業が DX 投資促進税制の適用を受けるにあたり、一定の要件^{*}を満たしていることが条件となります。
税制の適用を検討するにあたり、前提となる要件について、ご意見を該当する選択肢からお選びください。
(1 つだけ)**

《選択肢》

- 1 前提条件の設定は妥当な措置である
- 2 前提条件の設定は妥当ではない (適用拡大の妨げになっている)
- 3 わからない
- 4 その他

※前提となる要件（1と2の両方を満たすこと）

1. 事業適応計画に係る取組の内容が、クラウド技術を活用し、既存データと次の①・②いずれかのデータとを連携し、有効に利活用すること。
 - ①グループ内外の事業者・個人の有するデータ
 - ②センサー等を利用して新たに取得するデータ
2. 次の①～③のいずれかに該当し、それぞれの取組の結果として定量的な指標を設定すること。

なお、経理、財務、人事、総務、法務、情報システム等管理部門における取組は対象に含まない。

 - ①新商品、新サービスの生産・提供
⇒ 投資額に対する新商品等の収益の割合が10倍以上
 - ②商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上
⇒ 商品等1単位当たりの製造原価等を8.8%以上削減
 - ③商品の新販売方式の導入、サービスの新提供方式の導入
⇒ 商品等1単位当たりの販売費等を8.8%以上削減

（デジタル田園都市国家の促進について）

政府は地方からデジタル実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」※を立ち上げ、実現に向けた動きを加速させています。そこで、本政策を促進するために必要と考えられる税制についてお伺いします。

問8 「デジタル田園都市国家」の実現に向けて、貴社が今後必要と考えられる税制について選択肢をお選びください。（いくつでも）

《選択肢》

- 1 デジタル人材の育成・確保に向けた税制
- 2 デジタルインフラ整備に向けた投資を促す税制
- 3 地域課題を解決するための（寄付）税制
- 4 地域での雇用創出に資する税制
- 5 産学官連携による地域課題の解決に資する税制
- 6 地域でのスタートアップ育成に資する税制
- 7 柔軟な働き方を支援するための税制
- 8 総合特区制度等の対象地域における税制優遇の拡充
- 9 その他

※「デジタル田園都市国家構想」とは

デジタル田園都市国家構想とは2021年、岸田文雄内閣総理大臣の下で発表された「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する」という構想である。デジタルの力を全面的に活用し「地域の個性と豊かさ」を生かしつつ、「都市部に負けない生産性・利便性」も兼ね備え、「心豊かな暮らし」(Well-being)と「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability)の実現を目指すとしている。

■ セクション4 国土強靱化の推進について

このセクションは、防災・減災対策の望ましい在り方について、貴社のお考えをお聞きするものです。

(中小企業防災・減災投資促進税制について)

2019年度税制改正において、地震や水害等の災害による中小企業への影響を軽減するための事前対策強化を目的として「中小企業防災・減災投資促進」が創設されました。本税制が今年度末に期限を迎えるため、今後の方向性について、貴社のお考えをお聞きするものです。

◆ 中小企業に該当する企業様は自社について、該当しない企業様については、自社のグループ会社の中小企業を意識してご回答ください。

問9 中小企業防災・減災投資促進税制（代替措置としての補助金措置等を含む）の対象項目についてお尋ねします。11ページの一覧表をご参考に、現在、対象とされていない項目の中で、優先して拡充項目に追加すべきとお考えの選択肢をお選びください。（いくつでも）

《選択肢》

- 1 建築物の耐震診断
- 2 建築物の耐震改修
- 3 情報通信設備の耐震対策（耐震ラック設置、二重床の耐震補強等）
- 4 生産設備、機器等の耐震対策（生産設備の固定等を含む）
- 5 3, 4以外の機器・設備の地震対策（具体的な拡充項目： ）
- 6 機器・設備の水害対策（具体的な拡充項目： ）
- 7 防災・減災に資するデジタル化促進投資（クラウド化、AIを用いた自動化・遠隔化等）
- 8 移転・事業拠点の複数化
- 9 その他（ ）

問10 中小企業防災・減災投資促進税制は、一定規模の設備・機器に対する投資（下限値設定あり。11ページの一覧表をご参照下さい。）に対する「20%の特別償却」の優遇措置を認める制度です。その優遇措置のあり方について、該当するとお考えの選択肢をお選び下さい。（いくつでも）

《選択肢》

- 1 現状の優遇措置内容でよい
- 2 設備・機器に対する投資金額の「下限値」の緩和を希望する
- 3 「税額控除」の優遇措置を新たに設け、「20%の特別償却」との選択制とすることを希望する
- 4 その他（ ）

（特定天井の改修に対する税制・補助金について）

国土交通省告示 771 号（H26/4/1 施行）により、脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井として、特定天井（6 m 超の高さにある、面積 2 0 0 m² 超、質量 2 kg/m² 超の吊り天井で人が日常利用する場所に設置されているもの）の要件が定められ、新築建物（H26/4/1 以降に着工）についてはその耐震対策が義務化されました。

また、既設建物（H26/3/31 以前に着工）の特定天井に対しては、確認申請を提出するような増築・改築等を行う場合に、本告示 771 号の遵守が義務付けられています。

問 1 1 貴社の施設において、特定天井に該当すると考えられる天井の設置はありますか。（1 つだけ）

《選択肢》

- | | | |
|---------|---|---------|
| 1 ある | → | 枝問へ |
| 2 ない | → | 問 1 2 へ |
| 3 分からない | → | 問 1 2 へ |

枝問 1 （問 1 1）において、（1. ある）とお答えした方にお尋ねします。特定天井に該当すると考えられる天井が設置されている建物の用途等は、次のいずれに該当するでしょうか。（いくつでも）

《選択肢》

- 1 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場（固定された客席を有するもの）
- 2 商業施設（モールアトリウムの特定天井設置を含む）
- 3 事務所（エントランスホールの特定天井設置を含む）
- 4 工場
- 5 ホテル・旅館（ロビー、食堂の特定天井設置を含む）
- 6 その他（ ）

枝問 2 （問 1 1）において、（1. ある）とお答えした方にお尋ねします。特定天井に該当すると考えられる天井の改修について、税制または補助金等の支援策がある場合、その利用を希望されますか。（1 つだけ）

《選択肢》

- 1 既設建物の特定天井の耐震化を実施予定であり、支援策があれば利用したい
- 2 既設建物の特定天井の耐震化を今後検討予定であり、改修対象に支援策があれば利用したい
- 3 既設建物の特定天井の耐震化を今後検討する予定はないが、告示の義務付けから、増築・改築等による既設建物の特定天井の耐震化が必要となる場合に、支援策があれば利用したい
- 4 支援策の利用は希望しない
- 5 告示の義務付けから、新築建物または増築・改築等による特定天井の耐震化が必要な既設建物について、既に耐震化を実施済みであるため支援策の利用は不要
- 6 その他（ ）

（国土強靱化に必要と考えられる税制・補助金）

中経連では 2011 年の東日本大震災以降、民間企業の幅広い防災減災投資に対する体系的な減税措置である「国土強靱化税制」の創設の必要性を提唱し、その実現に向けて要望活動を進めてきました。

2019 年には中小企業を対象とした、「中小企業防災・減災投資促進税制」が創設されたものの、対象も機器・機械設備に限定されており、産業界が求める十分な制度環境が整えられているとは言い難い状況です。

そこで、皆様に国土強靱化に向けて今後必要と考えられる税制や補助金の在り方について広くご意見を伺うものです。

問 1 2 国土強靱化に向けて必要とお考えの税制や補助金について、ご自由にご記入ください。

【参考データ：中小企業防災・減災投資促進税制対象項目一覧表】

減価償却資産の種類	対象となるものの用途または細目
機械および装置 下限値：100 万円	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、制震・免震装置 （これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）
器具および備品 下限値：30 万円	自然災害：全ての設備 感染症：サーモグラフィ装置 （同等に、感染症の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）
建物附属設備 下限値：60 万円	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、架台 （対象設備をかさ上げするために取得等をするものに限る。） （これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）

■ セクション5 2022 年度税制改正に対する評価について

2022 年度税制改正により、これまでの所得拡大税制に代わり、「賃上げ促進税制」が実施されることとなりました。また、東京一極集中是正に向けて、企業の地方移転を後押しする「地方拠点強化税制」についても見直しが行われました。そのため、このセクションでは、今後の企業活動に大きな影響を与える両税制を中心に、税制改正の評価についてお伺いします。

(賃上げ促進税制について)

問 1 3 従来の「賃上げ税制」が見直され、一定の条件を満たした企業について大幅な税額控除が可能となりました。そこで、貴社の本税制適用の検討状況について、下記の選択肢からお選びください。(1つだけ)

«選択肢»

- | | |
|--------------|-----------|
| 1 適用を検討している | → 問 1 4 へ |
| 2 適用を検討していない | → 枝問へ |
| 3 わからない | → 問 1 4 へ |

**枝問 (問 1 3) において (2. 適用を検討していない) とお答えした方にお尋ねします。
税制が有効でないと考える理由で該当する選択肢をお選びください。(いくつでも)**

«選択肢»

- 1 税制優遇措置の水準に魅力を感じないため
- 2 適用要件^{*}が厳しいため
- 3 税制の内容は承知しているが、賃上げの実施は予定していないため
- 4 本税制のことを知らないため
- 5 特になし
- 6 その他

※賃上げ税制の適用要件

【大企業】

- ① 給与等支給総額が前年度比 3%以上増加
- ② 給与等支給総額が前年度比 4%以上増加
- ③ 教育訓練費が前年度比 20%以上増加

【中小企業】

- ① 給与等支給総額が前年度比 1.5%以上増加
- ② 給与等支給総額が前年度比 2.5%以上増加
- ③ 教育訓練費が前年度比 10%以上増加

➤ 大企業・中小企業ともに、①～③の要件を順に満たすことで、段階的に税額控除を受けることが可能。

問 14 継続的な賃上げに向けて、「賃上げ促進税制」の有効性についてお聞きます。下記の選択肢からお選びください。(1つだけ)

《選択肢》

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 有効な措置である | → 問 1 5 へ |
| 2 有効な措置ではない | → 枝問へ |
| 3 わからない | → 問 1 5 へ |
| 4 その他 | → 問 1 5 へ |

枝問 (問 14) において、(2. 有効な措置ではない) とお答えした方にお尋ねします。
本税制が継続的な賃上げに有効でないとする理由を該当する選択肢からお選びください。
(いくつでも)

《選択肢》

- 1 税制優遇措置の効果は一過性のものであるため
- 2 税制優遇よりも、「生産性の向上」が必要不可欠であるため
- 3 賃上げよりも、将来不安の払拭に向けた「社会保障の整備」が先決であるため
- 4 税制利用の適用要件が厳しいため
- 5 税制優遇の水準に魅力を感じないため
- 6 賃上げそのものが難しいため
- 7 特になし
- 8 その他

問 15 一部投資促進税制の適用に対して大企業には不適用措置※が設けられており、2022 年度税制改正においても一部要件が強化されました。この不適用措置についてのお考えを下記の選択肢からお選びください。（いくつでも）

《選択肢》

- 1 妥当な措置である
- 2 高収益の企業に対してはより厳しい条件を課すべきである
- 3 税制利用の拡大を阻害している
- 4 全企業を適用対象とすべきである
- 5 不適用措置の条件を見直すべきである
- 6 対象となる税制の範囲を縮小すべきである
- 7 特になし
- 8 その他

※不適用措置とは

不適用措置とは、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げにも投資にも特に消極的な大企業に対し、研究開発税制などの一部の租税特別措置の税額控除の適用を停止する措置。（特別償却は可能）

適用対象：資本金 1 億円超の大企業

措置内容：以下 3 要件「全て」に該当する場合、その法人には一部の租税特別措置の税額控除を適用しない。

①所得金額が前年度の所得金額を上回ること

②継続雇用者給与等支給総額が、前年度以下であること※

※資本金 10 億円以上かつ従業員数 1,000 人以上の企業で、前年度に黒字の企業については、「継続雇用者給与等支給総額が、前年度から 1%（R4 年度は 0.5%）以上増加していないこと」

③国内設備投資額が、当期の減価償却費の総額の 3 割以下に留まること

対象となる税制：研究開発税制、地域未来投資促進税制、5G 導入促進税制、DX 投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制

(地方拠点強化税制について)

問 16 2022 年度税制改正において、「地方拠点強化税制」の延長と適用要件の大幅な拡充（対象施設として情報サービス事業部門の追加等）がなされました。そこで、貴社の本税制適用の検討や見直しについて、下記の選択肢からお選びください。（1つだけ）

《選択肢》

- | | |
|---------------------------|--------|
| 1 適用を検討している | → 枝問へ |
| 2 現時点では未計画だが、場合によっては検討したい | → 枝問へ |
| 3 適用を検討していない | → 問17へ |
| 4 わからない | → 問17へ |

枝問 （問16）において（1. 適用を検討している）、（2. 現時点では未計画だが、場合によっては検討したい）とお答えした方にお尋ねします。税制の適用を検討したいと考える理由を該当する選択肢からお選びください。（いくつでも）

《選択肢》

- 1 適用要件の拡充により、税制優遇の対象となったため
- 2 経営環境の変化に伴うオフィスの見直しが発生したため
- 3 働き方改革による就業場所の柔軟化のため
- 4 税制優遇の水準が魅力的であるため
- 5 今回の改正を機に本税制の存在を認知したため
- 6 特になし
- 7 その他

問 17 「地方拠点強化税制」について、詳しい説明会が開催された場合、貴社として、具体的なお話を聞いてみたいとお考えですか。下記の選択肢からお選びください。（1つだけ）

《選択肢》

- 1 検討したい
- 2 不要である
- 3 その他

■ セクション6 今年の論点、特に要望したい税制について

このセクションは、何らかの不具合を感じる税制上の論点などについて、貴社のお考えをお聞きするものです。

(期限を延長したい税制項目)

問 18 2022 年度末で期限を迎える主な租税特別措置の中で、延長すべきとお考えのものを選択肢からお選びください。(いくつでも)

《選択肢》

- 1 DX 投資促進税制
- 2 研究開発税制に係る時限措置
- 3 車体課税に係る特例措置
- 4 中小企業設備投資税制 (中小企業経営強化税制・中小企業投資促進税制)
- 5 地域未来投資促進税制
- 6 中小企業防災・減災投資促進税制
- 7 中小企業者等の法人税の軽減税率に係る特例措置
- 8 中小企業技術基盤強化税制
- 9 低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置
- 10 民有護岸等の耐震改修に係る特例措置
- 11 浸水被害軽減地区の指定に係る特定措置
- 12 耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に係る特例措置
- 13 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置
- 14 地震防災対象用資産に係る課税標準の特例措置
- 15 港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の特例措置
- 16 国際コンテナ戦略港湾等及び国際バルク戦略港湾に係る特例措置
- 17 鉄道事業者等が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る課税標準の特例措置
- 18 鉄道の耐震対策に係る特例措置
- 19 その他 ()

(税制や補助制度についてお感じの不具合や不合理)

問 19 貴社が税制や補助制度についてお感じの不具合や不合理について、ご自由にご記入ください。

(今年取り上げるべき税制上の論点、改正要望事項)

問 20 貴社が今年取り上げるべきとお考えの論点や改正要望事項について、ご自由にご記入ください。

■ セクション7 自由記述

このセクションは、自由なご意見を頂戴するものです。

(ご意見)

問 2 1 ご意見、ご感想、お気づきの点などがございましたら、どのようなことでも構いませんので、ご自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。